

○沖縄市認知症高齢者等あんしん登録事業実施要綱

(平成 27 年 12 月 1 日決裁)

改正 平成 28 年 12 月 7 日決裁 平成 29 年 3 月 31 日決裁

平成 29 年 9 月 1 日決裁 平成 31 年 4 月 1 日決裁

(目的)

第 1 条 本事業は、行方不明のおそれのある認知症高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）を把握し、関係機関や地域の協力を得て早期に発見できるよう体制を構築し、認知症高齢者等の安全と家族等への支援を図ることを目的とする

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症高齢者等 おおむね 65 歳以上の者で、認知症又は、認知症の疑いのある者、及び若年性認知症者
- (2) 家族等 認知症高齢者等の配偶者、親族、後見人、現に監護している者

(事業内容)

第 3 条 本事業の目的を達成するために、次のことを行うものとする。

- (1) 認知症高齢者等の把握と行方不明の未然防止の為「あんしん登録」
- (2) 認知症高齢者等が所在不明となり、家族等の協力依頼がある場合に、本事業関係機関への情報提供を行い、認知症高齢者等の早期の発見を支援する「おかえり支援」
- (3) 本事業の円滑な実施、及び本事業関係機関との連携強化に向けて連絡会議（あんしん登録）

第 4 条 本事業の対象者は、市内に居住する認知症高齢者等で、あんしん登録申請書（様式第 1 号）により家族等が登録の申請を行うものとする。

- 2 前項の登録情報について、沖縄警察署、沖縄市地域型地域包括支援センターと共有するものとする。
- 3 あんしん登録を行った者（以下「登録者」という。）が、居住する地域での見守りを希望する場合には、その地区の自治会関係者、民生委員児童委員等の地域の関係者と情報交換会を行うものとする。

(変更)

第 5 条 登録者は、前条の登録申請書の記載事項が変更になった場合、あんしん登録変更・廃止届（様式第 2 号）により変更の申出を行うものとする。

- 2 市長は、登録者の家族等の申出によらず、登録者の市外転出、死亡等により登録の必要がなくなったことを知り得た場合は、職権により廃止することができる。

(おかえり支援)

第6条 家族等が、当該登録者の所在不明発生時に沖縄警察署に行方不明者届を申し出た際、おかえり支援協力依頼書（様式第3号）及び沖縄市行方不明者の情報提供について協力依頼（様式第4号）を沖縄警察署又は市へ提出した場合、次の各号について行うものとする。また、第4条に基づくあんしん登録の未登録者についても申出がある場合は同様に対応するものとする。

(1) 沖縄警察署又は市は、家族等からの依頼に基づき、家族等の希望する協力団体等へ情報提供を行うものとする。

(2) 当該認知症高齢者等の発見により協力依頼が終結した場合、沖縄警察署又は市は行方不明者の協力依頼の終了について（様式第5号）を、行方不明者の情報提供について協力依頼を送付した先に送付し、搜索終了の旨を通知するものとする。

（協力団体の登録）

第7条 前条のおかえり支援において、行方不明者の搜索に協力できる事業所等を協力団体とし、協力団体登録申請書（様式第6号）にて登録を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第8条 個人情報は、沖縄市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）の規定によるものとし、プライバシーの観点から特に慎重に取扱うものとする。

2 支援対応する場合の外部情報提供は、保護条例第9条を適用するものとし、その情報は家族等が同意する範囲で発見に必要な最小限度とする。

3 提供先における情報の取扱いは、保護条例第4条及び第5条を適用するものとし、協力団体に対し個人情報の重要性について周知を図るものとする。

（連絡会議）

第9条 本事業を円滑に運営するため、沖縄警察署、沖縄市消防本部、沖縄市社会福祉協議会、協力団体等のおかえり支援の関係機関と、情報交換及び課題等について協議を行う連絡会議を、必要に応じて開催するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成28年12月7日決裁)

この要綱は、平成28年12月7日から施行する。

附 則(平成29年3月31日決裁)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 1 日決裁)

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日決裁)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。